



令和4年7月1日
道路局道路交通管理課

特殊車両通行確認システムの不具合への対応について

特殊車両の道路の通行に関して、通行可能経路を指定するシステムの運用を本年4月1日から開始していますが、このシステムに新たなエラーが判明しましたので発表いたします。

誤ったシステムを用いて、本来通行可能な特殊車両に対し、通行不可との回答を出したことにより、特殊車両を通行させる申請者の方々をはじめ、関係者にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

詳細につきましては、別紙をご参照ください。

問い合わせ先：国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室 田中、中西

電話：03-5253-8111(内線 37436、37432) 直通：03-5253-8483 FAX：03-5253-1617

特殊車両通行確認システムの不具合について

1. 事案の概要について

○令和4年4月に運用開始した、特殊車両通行確認システムにおいて、分割可能な貨物を運搬できる車両に対して、分割不可能な貨物のみ運搬可能とする誤った回答書を発行したことが6月23日に判明しました。

○なお、当該車両の重量・寸法は許可限度値内であることから、当該車両の通行に当たり、道路構造の保全及び交通の危険の防止に支障はありません。

<参考>

○特殊車両通行確認システムは、国土交通省関東地方整備局が（株）建設技術研究所・（株）日立製作所へプログラムの開発業務を発注して作製しました。

○（一財）道路新産業開発機構[※]が、このシステムを用いて、利用者に通行可能経路の回答などを行っています。

[※]特車新制度の業務（車両の登録、通行可能な経路の確認等）を実施する一般財団法人として、道路法に基づき国土交通大臣が指定した指定登録確認機関

2. プログラムの誤りの内容について

○特殊車両通行確認システムは、特殊車両を走行させる運送会社等の申請者が、通行させる車両の重さや長さ、車両の種類（分割可能な貨物を運搬できる車両かどうか等）等を自ら登録し、即時に車両が通行できる経路を自動で検索して許可証と同等の効力を持つ回答書を作成するシステムです。

○申請された車両が分割可能な貨物を運搬できるかどうかについては、申請者自らが登録いただく車両の種類をもとに、システムが自動的に判定を行い、回答書にその可否を記載することとしています。

○今回の不具合は、分割可能な貨物を運搬できると判定すべき車両[※]の一部がプログラムに登録されていなかったため、当該車両の回答書において分割可能な貨物は運搬不可と表示されたものです。【資料1】

※ 分割可能な貨物は、分割して運搬することにより車両総重量を軽減して走行していただくこととしておりますが、構造が特殊な車両（特例8車種及び新規格車）【資料2】では、分割可能な貨物を分割せずに運搬することが認められています。今回は分割可能な貨物を運搬できると判定すべき車両のうち、新規格車が漏れておりました。

3. 誤った回答を行った件数

○このシステムを用いて、本年4月1日から6月23日までに909件、123社に回答を行っています。

○このうち94件（約1／10）、14社に対して、本来分割可能な貨物を運搬できるところを、分割不可能な貨物のみ運搬可能との誤った回答を行っていました。

4. 対応状況

（1）誤った回答書を発行している申請者へのご連絡

○ 誤った回答書を発行している申請者に、ただちに電話及びメールにて誤りを訂正し、お詫びするとともに、対象車両については分割可能な貨物を運搬できること、正しい回答書を発行させていただくことをご連絡しました。（6月27日中に電話及びメール対応済み）

（2）システムの改修について

○ 分割可能な貨物を運搬できる車両に対して、運搬可能であるとの回答書を発行するための、プログラムの改修を行います。（7月1日夜からのシステム停止期間中に完了予定）

※システム改修完了までに誤った回答書が発行された場合は、申請者に電話及びメールにて誤りの訂正等をご連絡いたします。

5. 今後の対応

○再発防止に向け、7月半ばを目途として、プログラムの照査を徹底してまいります。

○運送会社等の利用者の方々にご迷惑をおかけし、深くお詫びします。

<参考資料>

資料3 特殊車両通行制度の概要

資料4 特殊車両通行許可・確認制度について

特殊車両通行許可・確認制度について

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度

申請 (1経路毎) 申請内容
 車両情報 発着地 経路 重量



審査

協議(地方公共団体)
 ※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)

通行

(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

約24日 (R2年度)

事業者の手続

行政の手続

実際の通行
 通行時/通行後

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録 (1回のみ)

入力情報
 車両情報 ETC2.0 重量の把握方法

車両条件の確認

経路の検索(確認請求) (ウェブでいつでも検索可能)

入力情報
 発着地 経路 重量

即時

通行可能な経路を回答(ウェブ上で即時に地図表示)



通行

(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り

- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

<5月20日公表したシステムの不具合>
 経路検索前に行う車両条件の確認機能の内、構造又は貨物が特殊な車両の寸法・重量の上限値との整合を確認する機能が欠落

主な機能		
車両登録に必要な機能 (車両諸元と車検証情報の整合確認)		○
経路検索前に行う車両条件の確認に必要な機能		
全車両共通の上限値との整合		○
構造又は貨物が特殊な車両の上限値との整合(5/18改修済)		× ↓ ○
経路検索に必要な機能 (全国の通行可能経路を探索)		○

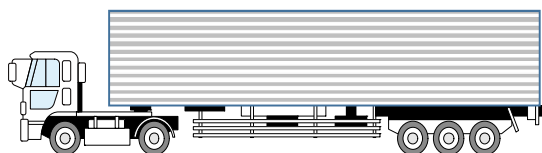
<今回判明したシステムの不具合>
 回答書の記載内容に関係通達と不整合の表記がされている

回答書発行の主な機能		
回答書ダウンロード機能		○
回答書出力機能		
回答書年月日印字		○
回答番号印字		○
通行経路有無の印字		○
通行可能期間印字		○
分割可能貨物の運搬可否の印字		×
通行経路条件一覧・マップ出力機能		○

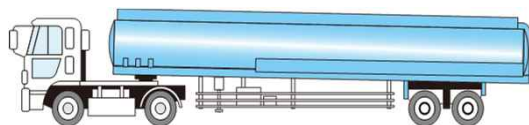
構造が特殊な車両（特例 8 車種・新規格車）

■ 特例 8 車種

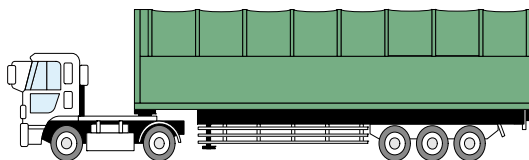
【①バン型セミトレーラ】



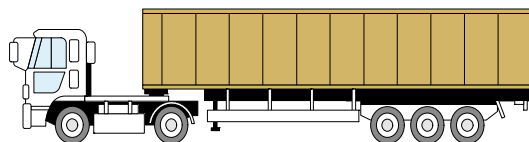
【②タンク型セミトレーラ】



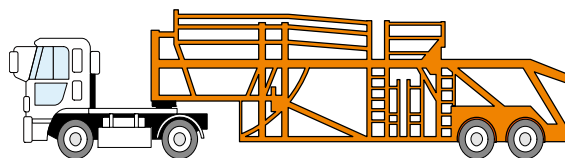
【③幌枠型セミトレーラ】



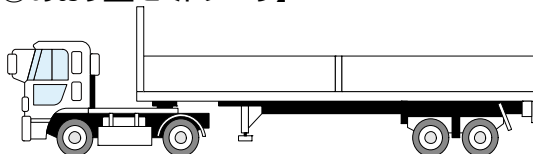
【④コンテナ用セミトレーラ】



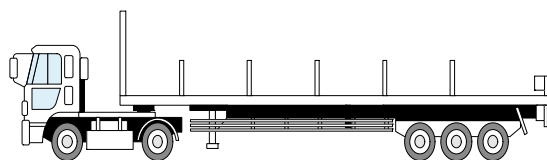
【⑤自動車運搬用セミトレーラ】



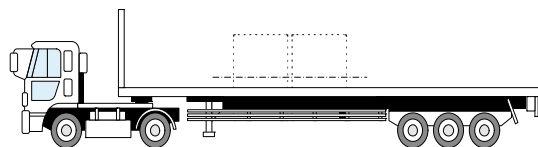
【⑥あおり型セミトレーラ】



【⑦スタンション型セミトレーラ】



【⑧船底型セミトレーラ】タイプ I



■ 新規格車

総重量が20トン超で、それ以外の諸元は幅2.5m、長さ12m等一般的制限値内の車両。

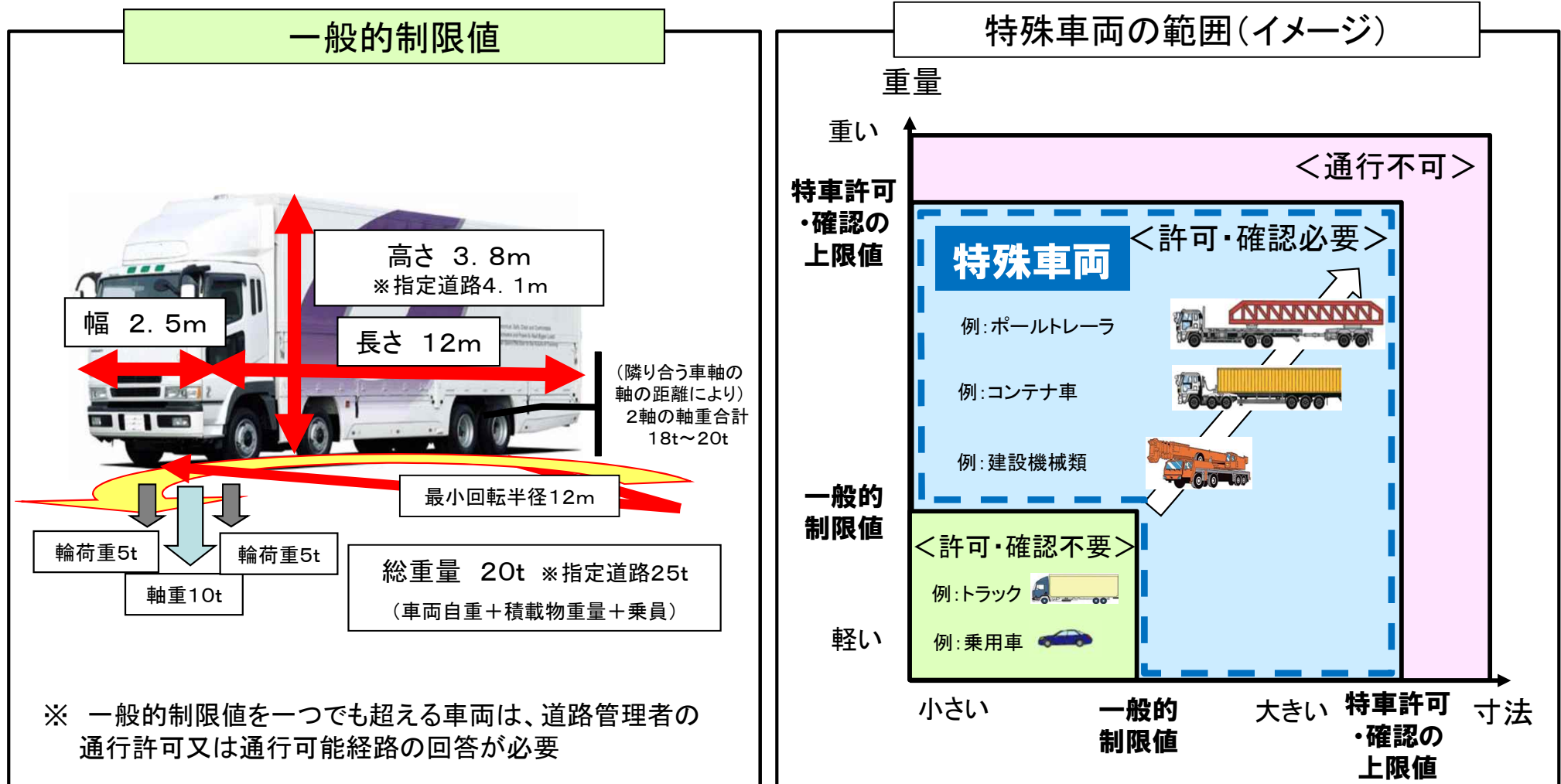
高速自動車国道及び重さ指定道路を自由に通行できるが、それ以外の道路を通行する場合は許可が必要。

20t
超



特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答



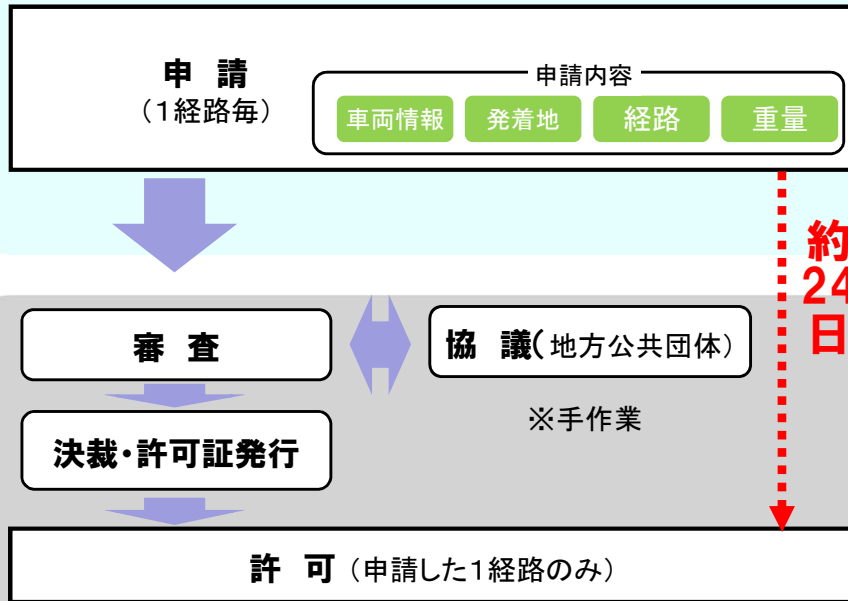
特殊車両通行許可・確認制度について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通確認行制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度



通行
(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

約24日
(R2年度)

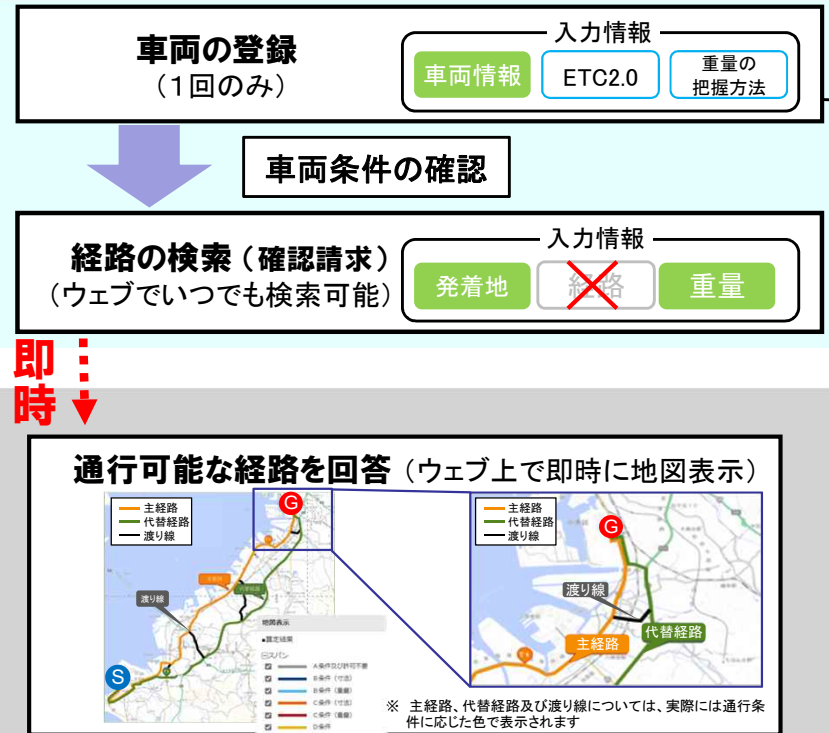
事業者の手続

行政の手続

実際の通行
通行時/通行後

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



即時

通行
(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り +
- ・WIMによる取締り
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

※国土交通大臣は、登録等の事務を行わせるため、道路法に基づき(一財)道路新産業開発機構を指定登録確認機関として指定